

3-(12)金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・強制執行による差押えが先行する場合) 第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	---

(第4号様式 印供第34号)

申請年月日	令和2年4月15日	供託カード番号	法令条項	備考欄記載のとおり
供託所の表示	〇〇法務局	() カードご利用の方は記入してください。		

住所 (〇〇〇-〇〇〇〇)
甲県乙市丙町一丁目1番1号

氏名・法人名等

甲	山	商	事	株	式	会	社		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

代表者等又は代理人住所氏名
代表取締役 甲山太郎

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

住所 (-)

氏名・法人名等

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託金額

年 月 日

供託カード発行

供託の原因たる事実

供託者は、従業員である甲県乙市丙町二丁目2番2号乙野次郎に対して令和2年4月分の給与(支給日:令和2年4月15日, 支給場所:供託者本店)金280,000円を支払うべき債務を負っているところ、これについて別紙のとおり、強制執行による差押えについては、給与支給額から40,000円を法定控除した残額の4分の1である60,000円を、滞納処分による差押えについては、給与支給額から国税徴収法第76条に基づく差押禁止額184,000円を控除した残額の96,000円を差し押さえる旨の差押命令が送達されたが、先行する強制執行による差押えと、後行の滞納処分による差押えとが、差押債権額60,000円の範囲で競合することとなったので、金60,000円を供託する。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

備考

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者ナ名

コ	ウ	ヤ	マ	シ	ヨ	ウ	シ	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません
2. 本供託書は折り曲げないでください。

供託書・OCR用

頁
2/2

（第11号様式
印供第41号）

（継続用紙）

（別紙）

1 強制執行による差押えの表示

〇〇地方裁判所令和2年（ル）第〇〇〇号，債権者乙県丁市丙町三丁目3番3号丙村三郎，債務者乙野次郎，第三債務者供託者とする債権差押命令，執行債権額金6万円，差押債権額金6万円，令和2年4月3日送達。

2 滞納処分による差押えの表示

甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（平成30年度所得税額金9万円，延滞税額金6千円，合計額金9万6千円）についてした滞納処分による差押え，第三債務者供託者，差押債権額金9万6千円，令和2年4月10日差押通知書送達。

（注）本供託書は折り曲げないでください。